

広島県民文化センターふくやま ホール避難口誘導灯消灯の手続き(ご案内)

ホール避難口誘導灯消灯を行なう場合は、下記の事項を遵守してください。

1. 消灯を許可する公演等

- (1) 消防法上、避難口誘導灯を消灯できるのは、上演中の避難口誘導灯の点灯が鑑賞効果を阻害する場合で、特に暗さを必要とされる場合に限られますので、演出効果上、必然的と判断された場合のみ承認します。
- (2) 入場者の客層(高齢者や子供等)や公演内容によっては、避難口誘導灯の消灯できない場合があります。

2. 消灯の手続き方法

- (1) 所定の「誘導灯消灯申請書」を事前に提出してください。
- (2) 「消灯タイムスケジュール」「人員配置計画書」の書類添付が必要となります。

3. 誘導灯の消灯範囲及び点灯方法

- (1) 消灯できる誘導灯は、避難口誘導灯のみとなります。(一部消灯できない誘導灯もあります。)
※足元誘導灯の消灯はできません。
- (2) 誘導灯一括消灯となります。
なお、消灯スイッチの操作はホール担当者(舞台管理従事者)が行います。
- (3) 消灯していても火災報知設備が作動した場合は、誘導灯は強制的に点灯します。
- (4) 危険防止のために点灯が必要と認められる場合は、主催者の承諾なく手動にて誘導灯を点灯させる場合があります。

4. 誘導灯消灯の条件

- (1) 避難口誘導灯の消灯は演出上特に必要となる時間帯に限定して下さい。
- (2) 消灯時の観客の入退場等については、主催者において各扉に
足下灯(懐中電灯等)を所持した案内要員をす等、安全対策に万全を期して下さい。
- (3) 消灯中における入場者の出入りは禁止することが望ましいですが、できない場合は客席への誘導は必ず案内者をつけて下さい。
- (4) 公演開始前に場内放送により、入場者に対し誘導灯を消灯する旨を周知してください。

〔放送例文〕

本日の公演は、演出の都合により、避難口誘導灯を消灯しますので、あらかじめ非常口をご確認ください。
なお、非常の際には点灯します。

- (5) 避難口誘導灯の消灯中は、暗転等で舞台照明を落とした場合、かなり暗い状態になることから
舞台転換等の移動がある場合は、補助照明の使用等により十分に事故防止に配慮して下さい。
また、ホール担当者(舞台管理従事者)の指示に従って下さい。

5. 注意事項

誘導灯消灯による事故については、広島県民文化センターふくやまでは
一切責任を負いません。主催者の責任において十分な安全管理を行なってください。

ホール避難口誘導灯消灯申請書

年 月 日

広島県民文化センターふくやま館長 様

下記のとおり申請いたします。

申請者 (団体及び代表者氏名)				
申請者連絡先	住所			
	電話番号			
催し物名				
会場使用日	年 月 日 ()			
消灯時間	時 分 ~ 時 分			
舞台責任者	所属	氏名		
会場責任者	所属	氏名		
誘導灯の種類	避難口誘導灯 ※足元誘導灯は消灯できません。			
消灯の理由				
周知方法 (該当に○)	アナウンス		その他()	
(添付書類) 消灯タイムスケジュール アナウンス原稿 人員配置計画書			(消灯の条件) 「ホール避難口誘導灯消灯の手続き」に 記載のとおり	

※注意事項

- ・消灯による事故については、広島県民文化センターふくやまでは一切責任を負いません。
主催者の責任で十分な安全管理をおこなってください。
- ・本番中であっても火災報知設備が作動した場合は、火災報知設備と連動して誘導灯が強制的に点灯します。
- ・危険防止のため点灯が必要と認められる場合は、ホール職員の判断で主催者の承諾なく手動で点灯します。

担当者	係 員	事務局長	副館長	館 長

舞台管理者確認
/ 済